

第15章 直接協定

1. 融資金融機関等の介入 (Step-in)

- ・選定事業者が無催告解除事由が生じた時点、又は、管理者等が催告したにもかかわらず不履行が是正されないまま一定の是正期間が経過した時点において、管理者等はPFI事業契約の解除権を取得する。しかしながら、管理者等が選定事業を継続させる必要があると判断した場合、管理者等が解除権の行使を留保し、管理者等と融資金融機関等の当事者双方が認める第三者に選定事業を継承させることが考えられる。このような融資金融機関等の介入については、継続的かつ安定的な公共サービスの提供という管理者等の目的の達成をも図られることになる上、融資金融機関等が選定事業の継続に利害関係を持つが故に、融資金融機関等の持つ情報等を利用して、選定事業の継承に適した第三者を見出し、管理者等が適正な手続に従い選定することが可能となることが考えられる。この場合、融資金融機関等は、直接協定に従って選定事業に介入し、選定事業者が発行する株式等にあらかじめ設定しておいた担保権を利用して、融資金融機関等が推薦し、かつ、管理者等がその推薦を考慮した上で選定する第三者に当該株式を取得させること等で選定事業を引継がせることが想定される。(関連：6-1 選定事業者の権利義務の譲渡)
- ・基本方針においては、管理者等は「選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、協定等において適切な取決めを行うこと。」とされている(基本方針三2(9))。管理者等は、自らの解除権の行使の制約になるものの、融資金融機関等の介入により継続的かつ安定的な公共サービスの提供を維持する可能性が高まることから、管理者等にとって合理的な範囲内で融資金融機関等による介入を可能とする規定を設けることは意義あるものとも成り得る。なお、管理者等が解除権の行使を留保する期間については、事業を継承する第三者を探すための期間として合理的な期間を定める必要がある。

2. 直接協定の意義

- ・直接協定は、ダイレクトアグリーメント (Direct Agreement)、又は、略してD/Aともいう。
- ・基本方針では、直接協定に関して、管理者等は、「当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。」とされ

ている（基本方針三２（８））。

- ・直接協定は、選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合、若しくは、困難と見込まれる場合、融資金融機関等が、管理者等によるPFI事業契約の解除権の行使を一定期間留保することを求め、選定事業に関して有する担保権を利用して選定事業に対し介入（Step-in）することを可能にするための必要事項を規定する、管理者等と融資金融機関等との間で締結される契約をいう。
- ・PFI事業契約は、契約の一方の当事者である選定事業者に加え、融資金融機関等も事業のリスクを資金面で負担している点が、従来型の公共事業の請負契約と異なっている。PFI事業にかかるリスクをそれぞれ分担している管理者等と融資金融機関等との間に契約関係がない場合、融資金融機関等が自らの債権の保全を図るために管理者等の承諾なくして、資金供給を停止し、担保権の実行や強制執行により事業資産等の処分を図るといった事態も生じ得る。事業の継続によって公共サービスの継続的かつ安定的な供給を図ろうとする管理者等は、こうした事態の発生は回避したい。そこで、管理者等が融資金融機関等との間で締結する直接協定は、融資金融機関等の資金供給停止や担保権実行等に際して事前調整を行えるようにするとともに、融資金融機関等による事業修復への介入（Step-in）の機会を与える観点から、管理者等にとっても意義あるものと成り得る。なお、直接協定の締結をもって、管理者等が直接に事業修復を行うことは妨げられるものではないこととし、また、融資金融機関等が事業修復のための介入を試みても、直接協定に定めた一定の期間以内に事業修復を管理者等及び融資金融機関等が見込めない場合には、管理者等はPFI事業契約を解除することができるものとする。
- ・現在のところ、我が国のPFI事業の直接協定において規定が置かれることが想定される主な内容は以下のとおりである。
 - 1) PFI事業契約上の選定事業者の権利、選定事業者発行株式や事業用資産に対する融資金融機関等による担保権設定についての管理者等の承諾
 - 2) 融資契約上の期限の利益喪失事由その他融資金融機関等の有する債権の保全について選定事業者に懸念が生じている場合の融資金融機関等から管理者等に対する通知
 - 3) PFI事業契約上、選定事業者の責に帰すべき解除事由などが生じた場合の管理者等から融資金融機関等に対する通知
 - 4) 2) 又は3) の場合の協議
 - 5) 融資金融機関等が担保権を利用して介入する場合の管理者等の関与（担保権実行等の前に行われる管理者等との協議等） 等
- ・管理者等による解除権行使の留保を期待していた選定事業者が、融資金融機関等による介入がなされずPFI事業契約が解除となることを了知していないといった事態を避けるため、管理者等と融資金融機関等に加えて、選定事業者も直接協定の当事者とするか、若しくは、管理者等と融資金融機関等が締結した直接協定の内容を選定事業者が確認した旨、選定事業者の記名捺印を求めることとなる。

- ・さらに、選定事業者に代わって事業を継承する第三者の選定手順等についての規定が直接協定に設けられることも考えられる。(関連：6-1 選定事業者の権利義務の譲渡)

3. 条文例

(金融機関との協議)

第 118 条 甲は、本事業の継続性を確保するため、乙に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

第16章 著作権等

問題点、課題の整理を入れる。

方向性について簡単に触れる。

条文例

(著作権等の帰属)

第112条 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

第113条 甲は、成果物について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
- (2) 本件病院施設等に乙の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第 114 条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 115 条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第 116 条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第17章 雑則

17-1 経営状況の報告

1. 概要

- ・管理者等は選定事業者が継続的な公共サービスの提供が可能な財務状況であることを確認するため、公認会計士による監査済みの財務書類を提出させるなど経営状況の報告を求める旨規定される。(参照：「モニタリングに関するガイドライン」)

2. 趣旨

- ・基本方針において、管理者等が、「選定事業者から、定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。」「選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。」と定められている（基本方針三2（1）（ロ）及び（ハ））。
- ・また、リスクガイドラインにおいて、管理者等と選定事業者が、「選定事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、協定等であらかじめ分担を取り決めたリスクの顕在化又はそのおそれを速やかに認知できるよう、協定等で選定事業の実施状況報告等について合意しておく必要がある」と定めている（リスクガイドライン三5）。
- ・選定事業者の維持・管理業務及び運営業務が適正に実施されている場合においても、選定事業者の財務状況が悪化し、結果として選定事業者の債務不履行その他のPFI事業契約の解除事由が発生することも想定される。このため、選定事業者の財務状況のうち選定事業の実施に影響する可能性のある範囲について定期的に（年に1回又は2回等）把握することを目的として、公認会計士による監査済みの財務書類を提出させるなど経営状況の報告を求める規定が置かれる。例えば、各事業年度の最終日以前に翌事業年度の事業計画等の提出や、商法に基づく一連の財務書類の開示、及び株主総会の承認・報告のスケジュールと連動して、各事業年度の最終日より一定の期間以内に、公認会計士の監査済みの財務書類の提出を、選定事業者に対し義務づける規定が置かれる。また、管理者等は、当該監査済み財務書類又はこれらの概要を公開することができる旨規定される。

3. 随時の調査

- ・基本方針において、「選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。」と定められている（基本方針三2（3）（ニ））。

- ・したがって、選定事業者による定期的な監査済み財務書類の提出に加え、選定事業の実施に悪影響を及ぼす事態の発生を早期にかつ確実に把握することを目的として、管理者等が自己の指名する公認会計士に選定事業者の財務状況を調査させることができることなどを規定することも考えられる。

4. 公認会計士の監査の趣旨

- ・選定事業者が公認会計士の監査済み財務書類を管理者等に提出することが規定される。これは選定事業者の資本金又は負債総額にかかわらず、適正な会計処理等を確保するため、商法特例法上の大会社（資本金5億円以上又は負債の合計額が200億円以上の株式会社）と同等の会計監査を受けることを規定するものである（商法特例法第2条）。この会計監査の目的は、基本的には財務書類が法令・定款に従い会社の財産・損益の状況を正しく示しているかどうかを監査するものである。なお、商法特例法上の大会社が公認会計士の監査を受けなければならないとされる財務書類は、商法第281条第1項に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案若しくは損失処理案並びにこれらの附属明細書（会計に関する部分に限る。）である（商法特例法第2条）。

5. 条文例

（計算書類等の提出）

第119条 乙は、本契約締結後事業期間終了まで、各事業年度の終了の日から3月以内に、当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成し、会社法第4章第9節及び第5章の規定に従い会計監査人による監査を受けたうえで、甲に提出しなければならない。なお、甲は、当該計算書類等を公開することができる。

17-2 守秘義務

1. 概要

- ・管理者等及び選定事業者は、互いにPFI事業契約の履行過程で知り得た相手方の秘密に属する事項を、相手方以外の第三者に漏らしてはならないことが規定される。

2. 管理者等の負う守秘義務

- ・管理者等は、PFI事業契約の履行過程で知り得た選定事業者の秘密を漏らしてはならないことが規定される。
- ・しかしながら、選定事業者にかかる情報が情報公開の関連法令等の対象となる場合、その対象となる事項について、守秘義務の対象の例外となる。但し、選定事業者の企業秘密に関する情報については開示の対象とならない場合が多い。

3. 情報公開法の規定

- ・情報公開法においては、各行政機関の長は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないことと規定している（情報公開法第5条）。PFI事業契約書は、行政機関の職員が職務上作成した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものであることから、同法上の行政文書に該当する（情報公開法第2条第2項）。したがって、PFI事業契約書の開示請求があったときは、管理者等は、原則としてPFI事業契約書を開示請求者に対して開示しなければならない。また、情報公開法は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報の要件として、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、PFI事業契約書においてこれに該当する情報は不開示情報となる（情報公開法第5条第2号イ）。但し、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、管理者等は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されている（ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない）（情報公開法第6条第1項）。なお、「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、選定事業者の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、選定事業者と管理者等との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があるとされている。

4. 選定事業者の負う守秘義務

- ・選定事業者は契約の履行過程で知り得た管理者等の秘密、及び施設の利用者や入居者等の個人情報を漏らしてはならないことが規定される。例えば、官公庁庁舎の建設工事等においては、その施設の設計・施工状況等が漏れることによって、安全上、警備上の問題が生じること等の懸念に対応する規定である。
- ・選定事業者の契約締結や業務履行の便宜から、①選定事業者の役員や従業員、②弁護士、会計士、税理士等の法令上守秘義務を負う専門家、③コンサルタント、及び④融資金融機関等に対しては、選定事業者が一定の情報を開示することを、管理者等が認めることが通例となっている。なお、管理者等と融資金融機関等との間で直接協定が締結される場合には、管理者等と融資金融機関等相互の守秘義務はこの直接協定に規定される。

5. コンソーシアム構成企業等第三者の負う守秘義務

- ・選定事業者は業務を実際に履行するコンソーシアム構成企業、受託・請負企業及び下請企業から、これら企業が、業務の実施に際して知り得た管理者等の秘密や施設の利用者又は入居者等の個人情報を漏らさない旨の確認書を提出させることも考えられる。

6. 条文例

(秘密保持・個人情報保護等)

第 120 条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知りえたすべての情報（第 2 項の個人情報を除く。）の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、協力企業等又は出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的以外に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本事業に関して知った後正当な利益を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

2～9 (略)

- 10 乙は、乙の役員及び従業員並びに乙の代理人及びコンサルタントが、第 1 項及び第 2 項の秘密及び個人情報を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 11 乙は、委託契約又は請負契約において協力企業等に前 10 項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、協力企業等をして、甲に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。

17-3 選定事業者の権利義務の処分

1. 概要

- ・選定事業者のPFI契約上の権利義務の処分に関して規定される。選定事業者は、あらかじめ管理者等の承諾を得なければ、①PFI事業契約上の権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならないこと、②株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行をしてはならないこと、③他の法人と合併をしてはならないこと等が規定される。

2. 選定事業者の権利義務等の譲渡

- ・選定事業者とは、PFI法第7条第1項の規定により選定事業を実施する者として選定された者であることから（PFI法第2条第5項）、PFI事業契約上の権利義務を選定事業者から譲渡された第三者が新たな選定事業者として選定事業を実施するためには、管理者等により当該第三者が選定事業者として選定されることが不可欠となる。このため、選定事業者によるPFI事業契約上の権利義務の譲渡については、あらかじめ管理者等の承諾を得なければならない旨規定される。
- ・選定事業者のPFI事業契約上の権利義務の譲渡をあらかじめ管理者等が承諾する場合としては、管理者等がPFI事業契約の解除権を取得した際に、融資金融機関等の介入による選定事業の修復が合理的であると判断し、融資金融機関等の推薦する新たな民間事業者に選定事業を実施させることが適当と判断する場合が想定される。
- ・なお、選定事業者の株式の譲渡をあらかじめ管理者等が承諾する場合についても、同様に、融資金融機関等による選定事業者の株式に設定した担保権の利用によって、選定事業者の株式を第三者に譲渡する方法により、譲受人の人的、物的支援を期待し、選定事業の修復を図る場合等が想定されている。この場合は、選定事業者たる株式会社の出資構成が変更するにとどまり、選定事業者の地位は同一であるため、PFI事業契約の相手方の変更はない。（関連：「基本協定」4.5.）
- ・PFI事業契約にかかる権利義務に対する担保設定について、あらかじめ管理者等の承諾を得なければならない旨規定される。融資金融機関等がプロジェクトファイナンスにより選定事業者に対して融資を行う際には、選定事業者の返済原資の担保として、選定事業者の事業資産、並びにPFI事業契約、及び選定事業者とコンソーシアム構成企業や受託・請負企業との契約等により選定事業者が保有する債権に対して担保権を設定することを融資の条件とすることが通例である。融資金融機関等によるこれらの担保設定は、担保権対象の売却を通じた融資回収を想定しているのではなく、選定事業の継続を図ることを通じた融資回収を想定し、事業修復を行うことを企図しているものであり、担保権者として他の債権者に対する優先権を保持して、他の債権者等が選定事業にかかる資産等を差し

押さえる利益を失わせることにより、第三者の介入を排除し、円滑な事業継続により融資回収を確実にすることを目的としている。仮に事業が行き詰まったとしても、融資金融機関等がこれらの権利義務等をこれまでの選定事業者に代わる第三者に移転し、この第三者により事業を継続させる可能性を求めるものである。管理者等は、別途、融資金融機関等と直接協定を締結し、選定事業の安定的な実施と公共サービスの水準の維持が図られるなど管理者等の利益を侵害しないと認められる限りにおいて、融資金融機関等によるこれら担保設定について承諾することが規定されることが通例である。（関連：5-1 公共施設等の管理者等の解除権）

- ・選定事業者が他の法人と合併、又は第三者に対して新株等を発行することについては、コンソーシアムの構成企業による選定事業者たる株式会社の出資比率に影響を与えるため、管理者等による承諾を必要とする旨規定される。（関連：別紙「基本協定」）
- ・特に選定事業者が他の法人を合併する場合は、「事業を担う企業体の法人格の独立性又は事業部門の区分、経理上の独立性の確保」（基本方針本文）の観点からも慎重な対応が必要である。

3. 条文例

（契約上の地位の譲渡）

- 第 121 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。
- 2 乙は、事業期間中においては、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、乙の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に与え、又は他の法人との合併、事業譲渡、会社分割等、乙の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。
- 3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

Ⅱ 基本協定

※契約ガイドラインを加筆修正する。

1. 基本協定締結の目的

- ・基本協定とは、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、P F I 事業契約の当該コンソーシアムの設立する株式会社（P F I 事業契約締結により「選定事業者」となる。）と管理者等との間でのP F I 事業契約の締結に向けて、管理者等と当該コンソーシアム構成企業との間でその義務について必要な事項を定めるものである。
- ・基本協定においては、選定事業の落札者であるコンソーシアム構成企業による株式会社の設立及び選定事業の準備等について明記される。

（コンソーシアム構成企業による株式会社の設立）

- ・P F I 事業の入札においては、コンソーシアムが落札者であり、実際に選定事業者としてP F I 事業契約を管理者等と締結する主体は選定事業の実施を目的に設立される株式会社である。落札者決定の時点では、管理者等の相手方契約当事者が存在していないため、入札時のコンソーシアムが提案した事業スキーム（コンソーシアム構成企業による株式会社への出資や、選定事業者たる株式会社からコンソーシアム構成企業への業務委託等）が実施できる状態に至っていないことになる。従って、P F I 事業契約締結時までには、コンソーシアム構成企業にP F I 事業契約締結をする株式会社を設立させる必要がある。
- ・なお、選定事業において、落札者の入札参加者提案の内容に適合した履行を確保することをP F I 事業契約書等に規定し、発注者たる管理者等は、落札者たるコンソーシアムが設立した株式会社とP F I 事業契約を締結することとなる。この際、民間事業者間の公正な競争を確保する観点から、こうした措置を講じることが予想される場合、管理者等は、あらかじめ実施方針や入札説明書等において対外的にこれを明らかにしなければならない。

（コンソーシアム構成企業による選定事業の準備）

- ・コンソーシアムが落札者として決定された後、一定期間、管理者等と落札者たるコンソーシアムの構成企業との間で、P F I 事業契約の締結に向けて、契約内容の具体化等についての協議が行われる。また、実務上は、P F I 事業契約の当事者である選定事業者はP F I 事業契約の締結直前に設立されることが多く、P F I 事業契約締結前に、P F I 事業契約の締結を前提として、コンソーシアム構成企業が設計準備作業等選定事業に関して必要な準備行為を開始することも考えられる。このため、落札者決定後、P F I

事業契約締結までの間にコンソーシアム構成企業が行った行為を選定事業者を引き継ぐことが必要になる。

- ・なお、コンソーシアムは「設立中の会社」であり、この法的性格については、法人格を有しないため権利能力が認められないものの、「設立中の会社」と成立後の会社とは実質的に同一のものであることが認められており、コンソーシアム構成企業の名義とした権利義務を設立される株式会社に形式的に移転する手続きがとられる。

2. 基本協定の概要

- ・ 基本協定においては、上述の目的達成のため、
 - 1) コンソーシアム構成企業及び管理者等当事者のP F I 事業契約締結に向けた努力義務
 - 2) コンソーシアム構成企業が株式会社設立義務を負うこと
 - 3) コンソーシアム構成企業が株式会社の株式の譲渡等処分の制限を受けること
 - 4) コンソーシアム構成企業が株式会社をしてP F I 事業契約の履行に必要な業務をコンソーシアム構成企業等に委託し又は請け負わせる義務を負うこと
 - 5) コンソーシアム構成企業が新設する株式会社と管理者等との間で定める日までに、P F I 事業契約を締結させる義務を負うこと
 - 6) コンソーシアム構成企業及び新設する株式会社を選定事業に関して必要な準備行為が実施できること、及び、その結果をP F I 事業契約締結後に選定事業者へ速やかに引き継ぐ義務を負うこと
 - 7) P F I 事業契約締結不調の場合、コンソーシアム構成企業及び管理者等が選定事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とすること等について規定される。

3. 株式会社の設立

- ・ 管理者等が入札説明書等に提示した条件及び落札者の入札参加者提案を踏まえ、コンソーシアム構成企業による株式会社の設立に関し、コンソーシアム構成企業による出資比率、出資額、出資形態等についての規定が置かれる。
 - ① コンソーシアム構成企業又は選定事業に継続して関与する者は、設立される株式会社の全議決権の2分の1を超える議決権（株主総会において出席する株主による普通決議の成立に必要な議決権）を保有するとともに、コンソーシアム構成企業のいずれかが筆頭株主であること、又は、
 - ② コンソーシアム構成企業又は選定事業に継続して関与する者は選定事業者たる株式会社の全議決権の3分の2を超える議決権（株主総会において出席する株主の特別決議の成立に必要な議決権）を保有することとし、①又は②の条件をP F I 事業契約終了まで維持することなどをコンソーシアム構成企業

に義務付けることなどによって、コンソーシアム構成企業が選定事業者たる株式会社の経営の支配権を維持するよう規定することが考えられる。

- ・なお、営業譲渡（商法第245条第1項）、資本減少（同法第375条第1項）、解散（同法第405条）、定款の変更（同法第342条第1項、第343条）、合併（同法第408条第3項）など、いわゆる会社の基礎的変更にあたる事項には、株主総会の特別決議が必要とされている。

4. 株式等の譲渡等処分の制限

- ・3. に記述した規定に従いコンソーシアム構成企業等の保有する議決権比率が維持されるよう、コンソーシアム構成企業は設立される株式会社の株式の譲渡、担保権の設定及びその他の処分を行う場合、管理者等に株式処分にかかる申請書を提出し、事前の承諾を得なければならないことなどが規定される。（参照：6-1 選定事業者の権利義務の譲渡）
- ・さらに、設立される株式会社の定款に、商法第204条第1項但し書に基づく株式の譲渡制限を規定する旨を基本協定に定めることも考えられる。これを規定することにより、定款をもって、株式の譲渡につき取締役会の承諾を要することが規定される。

5. 業務の委託、請負

- ・管理者等が、入札説明書等において、コンソーシアム構成企業の資格要件を提示し、コンソーシアム構成企業それぞれに対し、設立する株式会社から各業務を受託し、又は請け負うことを求めた場合に、コンソーシアム構成企業それぞれが入札参加者提案において提示した各業務について委託を受け、又は請け負うことが規定される。
- ・コンソーシアム構成企業それぞれが、各業務の委託を受ける又は請け負う期間と株式会社に対する出資金の拠出又は劣後融資等の義務を負う期間とを一致させるという考え方もある。

6. PFI事業契約の締結

- ・管理者等と設立される株式会社との間のPFI事業契約の締結期限が規定される。

7. PFI事業契約の締結の不調

- ・事由の如何を問わずPFI事業契約の締結に至らなかった場合、既に、管理者等とコンソーシアム構成企業が選定事業の準備に関して支出した費用は各自が負担することとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する旨規定される。具体的には、コンソーシアム構成企業間の選定事業にかかる調整が整わない場合等が想定される。

Ⅲ 契約例

- ・病院事業を想定したP F I 事業契約
- ・基本協定

●●整備運営事業

事業契約書（案）

平成●年●月

目 次

第1章 総 則	7
第1条 (本契約の目的及び解釈)	7
第2条 (公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)	7
第3条 (本事業の概要)	7
第4条 (乙に対する支払)	7
第5条 (契約の保証)	7
第6条 (許認可及び届出等)	9
第7条 (乙の資金調達)	9
第8条 (起債・補助金申請への協力)	9
第9条 (優先関係)	10
第10条 (責任の負担)	10
第2章 統括マネジメント業務	10
第11条 (統括マネジメント業務)	10
第12条 (統括マネジメント業務の第三者による実施)	10
第13条 (統括マネジメント責任者等の通知等)	11
第3章 病院施設整備業務 (施設整備に係る設計)	12
第14条 (設計業務の実施)	12
第15条 (設計業務の第三者による実施)	12
第16条 (関連行政手続等)	12
第17条 (設計作業工程表の作成及び提出)	12
第18条 (設計業務の進捗状況の確認)	12
第19条 (乙による事業者提案又は設計の変更)	13
第20条 (甲の指示による事業者提案又は設計の変更)	13
第21条 (法令変更等による設計変更等)	13
第22条 (設計図書の提出)	14
第4章 病院施設整備業務 (施設整備に係る建設)	14
第1節 総則	14
第23条 (本件土地の貸付)	14
第24条 (建設に伴う各種調査)	15
第25条 (近隣対応)	16
第26条 (周辺影響調査・対策業務)	16
第27条 (関連工事の調整)	17
第2節 工事監理業務	17
第28条 (工事監理業務の実施)	17

第29条	(工事監理業務の第三者による実施)	17
第30条	(工事監理者)	18
第3節	建設業務	18
第31条	(建設業務の実施)	18
第32条	(建設業務の第三者による実施)	18
第33条	(監理技術者及び主任技術者)	19
第34条	(施工計画書等)	19
第35条	(施工期間中の保険)	19
第36条	(本件解体工事の実施)	20
第37条	(本件新設工事の実施)	20
第38条	(本件改修工事の実施)	20
第39条	(工事記録の整備等)	20
第40条	(甲の説明要求等)	21
第41条	(中間確認)	21
第42条	(部分使用)	21
第43条	(医療機器・医療情報システム・備品の搬入)	22
第44条	(乙による本件対象施設の竣工検査)	22
第45条	(甲による本件工事対象施設の竣工確認)	22
第46条	(甲による本件工事対象施設の竣工確認通知)	23
第47条	(工期の変更)	23
第48条	(工事の中止)	23
第49条	(工期の変更に伴う費用負担等)	23
第50条	(第三者に発生した損害等)	23
第51条	(不可抗力による損害)	24
第52条	(本件新設工事対象施設の引渡手続)	24
第53条	(本件改修工事対象施設の引渡手続)	24
第54条	(引渡し等の遅延)	24
第55条	(瑕疵担保)	25
第5章	運営業務	26
第1節	運営業務開始前準備及び運営業務実施体制の整備	26
第56条	(運営業務の総括責任者等の通知等)	26
第57条	(運営業務開始準備)	26
第58条	(移転作業に係る特則)	26
第59条	(習熟訓練)	26
第60条	(運営前リハーサル)	27
第61条	(運営業務実施体制の確認)	27

第62条	(事業計画書の提出)	27
第63条	(本件病院施設完成後の保険)	27
第64条	(本件病院施設の運営開始日の遅延)	28
第2節	運營業務の実施	28
第65条	(運營業務の実施)	28
第66条	(第三者に対する委託)	29
第67条	(業務仕様書等の作成)	29
第68条	(年度運營業務等計画書の提出)	30
第69条	(運營業務等に係る日報・月報の提出)	30
第70条	(運營業務等に係る四半期報告書の提出)	30
第71条	(運營業務等に係る年度報告書の提出)	30
第72条	(運営期間中におけるその他書類の提出)	31
第73条	(場所の貸与)	31
第74条	(情報管理関連業務に係る特則)	31
第75条	(利便施設運營業務に係る特則)	32
第76条	(施設維持管理業務における計画修繕に係る特則)	32
第77条	(臨機の措置)	32
第78条	(甲又は乙に発生した損害等)	33
第79条	(第三者に発生した損害等)	33
第6章	モニタリングの実施	34
第80条	(モニタリング実施計画書の策定)	34
第81条	(運營業務等のモニタリングの実施)	34
第7章	サービスの対価	34
第82条	(サービス対価の支払)	34
第83条	(サービス対価の改定)	34
第84条	(サービス対価の減額)	35
第85条	(サービス対価の返還)	35
第8章	業務等に関する変更等	36
第86条	(要求水準書の変更)	36
第87条	(業務仕様書等の変更)	36
第9章	表明及び保証等	36
第88条	(事実の表明及び保証)	36
第89条	(乙による約束)	38
第90条	(甲による約束)	41
第10章	契約期間及び契約の終了	42
第91条	(契約期間)	42

第92条	(乙の債務不履行による契約解除)	42
第93条	(甲の債務不履行による契約解除)	43
第94条	(甲の任意による契約解除)	43
第95条	(違約金)	43
第96条	(本件工事対象施設の引渡日前の解除の効力)	43
第97条	(本件工事対象施設の引渡日後の解除の効力)	44
第98条	(期間満了による契約の終了)	45
第99条	(保全義務)	46
第100条	(関係書類の引渡し等)	46
第11章	損害賠償等	47
第101条	(遅延利息)	47
第102条	(損害賠償)	47
第12章	法令変更	47
第103条	(通知等)	47
第104条	(協議及び増加費用の負担等)	47
第105条	(法令変更等による契約の終了)	48
第13章	不可抗力	48
第106条	(通知の付与)	48
第107条	(協議及び損害額の負担等)	49
第108条	(不可抗力への対応)	49
第109条	(不可抗力による契約の終了)	49
第14章	協議会等の設置	49
第110条	(経営に関する会議等)	49
第111条	(係争調整会議)	50
第15章	著作権等	50
第112条	(著作権等の帰属)	50
第113条	(著作権の譲渡等)	50
第114条	(著作権等の譲渡禁止)	51
第115条	(第三者の知的財産権等の侵害)	51
第116条	(工業所有権)	51
第16章	その他	52
第117条	(公租公課の負担)	52
第118条	(金融機関との協議)	52
第119条	(計算書類等の提出)	52
第120条	(秘密保持・個人情報保護等)	52
第121条	(契約上の地位の譲渡)	53

第122条	(乙の兼業禁止)	53
第123条	(監査・会計検査等への協力)	53
第124条	(見学者対応等)	54
第125条	(管轄裁判所)	54
第126条	(疑義に関する協議)	54
第127条	(その他)	54
別紙1	契約金額の内訳	55
別紙2	用語の定義集	56
別紙3	日程表	63
別紙4	設計図書等一覧	64
別紙5	本件土地	65
別紙6	行政財産無償貸付契約書(案)	66
別紙7	乙が加入すべき保険等	71
別紙8	竣工図書	73
別紙9	瑕疵担保に係る保証書の様式	74
別紙10	運営協力企業の変更	76
別紙11	モニタリング基本計画書(案)	77
別紙12	サービス対価の算定及び支払方法	78
別紙13	要求水準書の変更手続	79
別紙14	業務仕様書及び業務マニュアルの変更手続	82
別紙15	法令変更等による増加費用の負担割合	85
別紙16	不可抗力による損害等の負担割合	86

●●整備運営事業
事業契約書

- 1 件 名 ●●整備運営事業
- 2 事業場所 ●●
- 3 契約金額 ●円
(うち消費税及び地方消費税額は●円)
(ただし、その内訳金額は別紙1に記載するところによる。)
- 4 契約期間 本契約の締結の日から平成●年●月●日まで
- 5 契約保証金 第5条に定めるとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

上記事業について、●●(以下「甲」という。)及び●(以下「乙」という。)は、各々
対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って
誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その
原本1通を所持する。

平成●年●月●日

甲 :

乙 : ●●

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条** 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別紙2において定められた意味を有する。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照のための便宜のものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条** 乙は、本件病院施設等が自治体病院としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条** 本事業は、統括マネジメント業務、病院施設整備業務及び運営業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。
- 3 乙は、別紙3に定める日程に従って本事業を実施するものとする。

(乙に対する支払)

- 第4条** 甲は、本契約に定めるところにより、サービス対価を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の保証)

- 第5条** 乙は、次項各号の期間の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。第7号の場合においては、当該保証契約に係る銀行、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の、第8号の場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険会社の異議なき承諾でかつ確定日付ある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 国債又は地方債の提供
 - (3) 政府の保証のある債券の提供
 - (4) 資金運用部資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項第 9 号の規定による金融債の提供
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関の保証
 - (6) 甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結
 - (7) 乙が、建設協力企業をして、当該建設協力企業の債務不履行により乙に生ずる損害金の支払を保証する保証契約を銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社との間で締結させ、乙が自己の費用において当該保証契約に基づき乙が有する保証金支払請求権の上に、第 95 条第 1 項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること
 - (8) 協力企業の全部又は一部が、乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、乙が自己の費用において当該履行保証保険契約に基づき乙が有する保険金請求権の上に、第 95 条第 1 項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、次の各号の期間に応じ、当該各号に定める金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- (1) 本件工事着工日から本件工事対象施設引渡日まで
別紙 1 の施設整備業務費相当額から本件工事対象施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額。
 - (2) 本件工事対象施設引渡日の翌日から運營業務等終了日まで
契約金額から別紙 1 の内訳金額のうち、運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の 238 分の 12 に相当する額
- 3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号から第 5 号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保（当該担保の価値は、第 2 号の債券にあつては額面金額とし、第 3 号及び第 4 号の債券にあつては額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格）の 10 分の 8 をもって換算した額とし、第 5 号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。）の提供として行われたものとし、同項第 6 号ないし第 8 号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第 2 項各号に定める金額の著しい変更があつた場合には、保証の額が変更後の当該各号の金額の 10 分の 1 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(許認可及び届出等)

第6条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。）を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。
- 4 甲が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償する。
- 5 乙は、本件事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出するものとする。
- 6 乙は、本件事業の実施に係る許認可の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付の写しを甲に提出するものとする。

(乙の資金調達)

第7条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約において甲が負担する費用を除き、すべて乙が負担する。

- 2 本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲の協力が必要な場合、甲は可能な限りその協力を行うものとする。

(起債・補助金申請への協力)

第8条 乙は、甲による本事業に係る起債又は補助金の申請について、書類作成等への協力を行う。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。
- 3 前項の場合を除き、甲が行う本事業に係る起債又は補助金申請に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

(優先関係)

第9条 本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、その限度で事業者提案の記載が要求水準書の記載に優先するものとする。

(責任の負担)

第10条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本事業実施に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、確認若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、確認若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第2章 統括マネジメント業務

(統括マネジメント業務)

第11条 乙は、事業期間中、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又はマネジメント業務協力企業をして、統括マネジメント業務を実施し又は実施せしめる。ただし、マネジメント業務協力企業をして、マネジメント業務の全部又は主たる部分を実施せしめてはならない。

(統括マネジメント業務の第三者による実施)

第12条 乙は、統括マネジメント業務を実施する統括マネジメント業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、統括マネジメント業務協力企業が協力企業等（ただし、統括マネジメント業務協力企業を除く。以下、本項において同じ。）に対し、乙から受託し又は請け負ったマネジメント業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、統括マネジメント業務協力企業が協力企業等以外の第三者に乙から受託し

又は請け負った統括マネジメント業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにならなければならない。

- 3 統括マネジメント業務実施に関する統括マネジメント業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、統括マネジメント業務協力企業その他統括マネジメント業務の実施に関して乙又は統括マネジメント業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(統括マネジメント責任者等の通知等)

第13条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、統括マネジメント責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、事業期間中、統括マネジメント責任者を配置しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した統括マネジメント責任者を変更することができる。ただし、乙は、運營業務開始日後2年が経過する日まで、統括マネジメント責任者を変更しないよう努めるものとする。
- 4 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされた統括マネジメント責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、統括マネジメント責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 統括マネジメント責任者は、統括マネジメント業務担当者又は病院施設整備業務及び運營業務の総括責任者若しくは業務担当者を兼務してはならない。
- 6 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、統括マネジメント業務担当者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 7 乙は、マネジメントの対象となる病院施設整備業務及び運營業務が実施されている期間中、それぞれ各業務の統括マネジメント業務担当者を配置しなければならない。
- 8 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第6項に基づき甲に通知した統括マネジメント業務担当者を変更することができる。
- 9 甲は、第6項に基づき乙から通知がなされた統括マネジメント業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、統括マネジメント業務担当者の変更に関し協議を行う。
- 10 統括マネジメント業務担当者は、病院施設整備業務及び運營業務の業務担当者を兼務してはならない。